

## 要項第17号

## 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会職員研修等費用助成要項

## （目的）

第1条 この要項は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会の職員（嘱託職員、臨時職員を含む）が業務命令により、検定試験等を受験、又は、講習等の受講に対する助成について必要な事項を定めるものとする。

## （助成の対象）

第2条 助成の対象となる研修は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）職務上必要となる資格取得のための検定試験等
- （2）職務上必要となる資格の更新のための講習等

## （助成金）

第3条 助成金の対象者及び助成基準は、次の表のとおりとする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りではない。

種 類	助成対象者	助成基準
受験費用助成金	検定試験等受験者	検定試験等受験料の全額
講習費用助成金	講習等受講者	講習料の全額

## （申 請）

第4条 前条の規定に基づき助成を受けようとする者は、研修等助成金申請書（様式第1号）に必要書類を添えて会長へ提出しなければならない。

- 2 受験費用助成金においては、同一職員による同一内容の申請は、試験合格時一回限りとする。
- 3 受講をすることにより、無試験で資格等を得ることができるときには、第1項の規定にかかわらず、職員からの申請は不要とし、本会から実施機関に対し、直接費用を支払うこととする。

## （助 成）

第5条 第3条に規定する助成金は、前条の申請が承認された後支給するものとする。

（返 還）

第6条 嘱託職員及び臨時職員においては、助成金受領後2年以内に退職を申し出たときは、助成金を返還しなければならない。

（委 任）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成24年10月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

研修等助成金申請書

提出日 年 月 日

社会福祉法人 小美玉市社会福祉協議会長 様

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

下記の（試験に合格しました・講習を受講しました）ので、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会研修等助成要項第4条の規定により助成されるよう申請します。

記

1 受験・講習の内容： \_\_\_\_\_

養成機関名 : \_\_\_\_\_

2 受験（受講）期間： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

3 申請金額 : \_\_\_\_\_ 円

- 4 添付書類
- ・支出を証明する書類（領収書，払込依頼書）
  - ・（受験費用助成金の場合）取得資格を証明する書類（登録証，免許書等）